

問/地域づくり支援課 内2254 ☎463-2648

消費生活相談室を紹介します!!

消費生活相談室では、市民の方からの契約に関するトラブル、多重債務、商品の安全性など消費生活に関する相談や苦情に対して、専門の資格を持った相談員が電話や面談でアドバイスや事業者とのあっせん、専門機関の紹介などを行っています。

相談の一例



身に覚えのない請求が携帯電話にメールで届いたが、どうしたらよいのか。

未公開株を購入。12月に上場すると聞いていたがされず、そのうち業者と連絡が取れなくなった。



消費者金融などからの借金が増えて支払い困難で困っている。

訪問販売で高額な布団を購入してしまっただが、医療費の支払いもできないほど困っている。解約したい。



お気軽にご相談ください

相談日 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 市役所2階 消費生活相談室(地域づくり支援課 25番窓口)

電話 463-1111 内2256

クレジットカードのショッピング枠の「現金化」の誘いにご注意ください



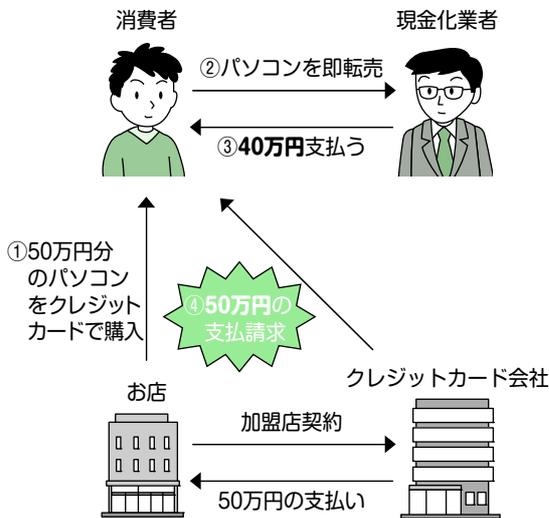
クレジットカードのショッピング枠の現金化とは?

クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」機能とお金を借り入れる「キャッシング」機能があり、それぞれに利用できる金額の枠が設定されています。このうち「ショッピング」機能を現金入手のために利用することを「クレジットカードのショッピング枠の現金化」と言います。

現金化について 2つのパターン例

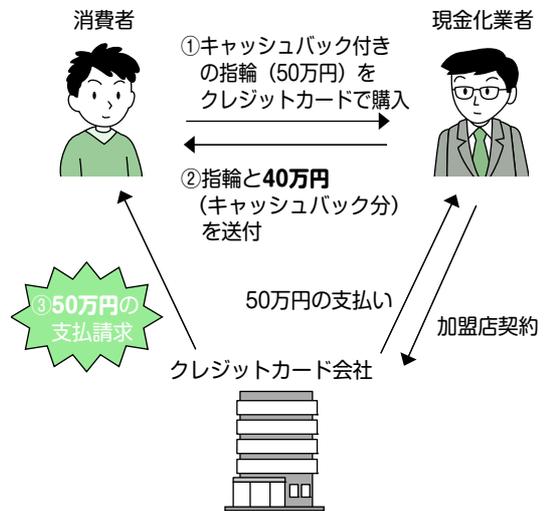
買取屋方式 例1

消費者にクレジットカードで商品等を購入させ、それを業者が実際の金額よりも安く買い取ることによって、消費者が現金を得る方法。



キャッシュバック方式 例2

消費者にクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入させ、消費者が商品とともに現金を得る方法。



※どちらのケースも、消費者は40万円の現金を手にはしていますが、後日クレジットカード会社から50万円の支払いを請求されます。

消費者へのアドバイス

- クレジットカード会社は、換金を目的とするクレジットカードの利用を認めていません。このことは、「クレジットカード会員規約」に記載されています。クレジットカードのショッピング枠の現金化は、規約違反になりますのでご注意ください。
- クレジットカードのショッピング枠を現金化して一時的にお金が入っても、カードで利用した代金は後日クレジットカード会社に支払わなければなりません。結局は、自分の負債を増やすことになりますので絶対に利用しないようにしましょう。

海外商品先物オプション

【事例】
電話で投資のアンケートに回答したらお礼に投資に関する本を送ってきた。その後ファミリーストランで説明を聞き、セミナーに参加することになった。30万円で小麦のオプション契約をしたら、値上り中なのでもっと購入した方がよいと言われ不安になった。

アドバイス

海外商品先物オプションは難しい取引です。高額な手数料をとる業者もあり、少々の

値上がり益ではもつけないなりません。投資したお金が戻ってこない場合もあります。リスク等の説明が不十分で「絶対もつかる」などと言う業者には注意しましょう。
経験、知識のない消費者は絶対に手を出さず、取引するつもりがないときは、はっきり断りましょう。



ドル建ての個人年金保険

【事例】
銀行に預けていた定期預金満期になりドル建ての個人年金を勧められ、契約したが元本割れや円高など、今後が不安になった。

アドバイス

近年、銀行で取り扱う金融商品は多種多様化し、リスクの高い商品も取り扱っています。個人年金保険については、保険会社の募集代理店であり、契約場所は銀行でも契約先は保険会社になります。外貨建てのものは為替相場の影響を

受けたら、円に換えるのに手数料がかかることもあります。また、中途解約する場合、解約手数料もかかります。消費者は仕組みや内容、またリスクも含めよく理解したうえで契約するようにしましょう。



金融トラブルに注意しましょう

未公開株

【事例】
自宅に電話があり、未公開株の資料を送ってもらった。後日、別の会社からその未公開株がほしいと電話があった。株が数週間で2倍以上になるといふ。おかしいと思い購入しなかった。

アドバイス

未公開株の販売等を行なうことが出来るのは未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られているので金融庁のホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」

(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.htm>)を確認しましょう。未公開株は実際に上場されなければ売買を成立させることは困難で、換金する方法はほとんどありません。未公開株のトラブルは増加しています。複数の業者が芝居をしているような手口も見られますので不要な電話の勧誘はきっぱりと断りましょう。



貴金属等買い取りサービス

【事例】
突然業者が貴金属を売ってほしいと自宅に来訪。勧誘が強引で怖くて買い取りに申し込めなかった。お金を受け取り住所、氏名、電話番号を記載して渡してしまった。業者名等は不明である。

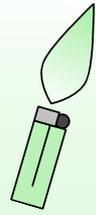
アドバイス

相手がどのような業者なのか契約前に会社名、住所、連絡先などを確認し、古物商許可証等の提示を求め内容を書き留めるなどして、買い取り条件の書面をもらうことです。

また、売るつもりがなかったら、きざりと断りましょう。業者の連絡先もわからなくては、貴金属を取り戻したい場合でも極めて困難です。勧誘が強引で怖いときは、警察を呼びましょう。



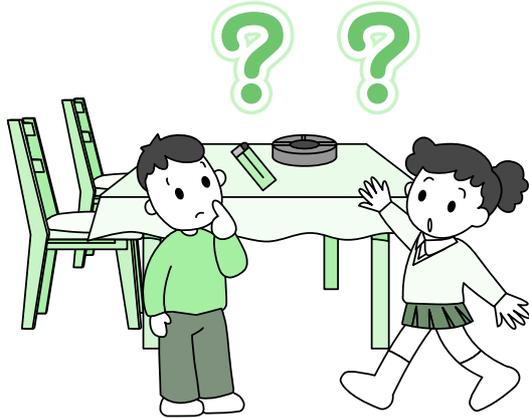
ライターの火遊び事故から 子どもを守りましょう



ライターの火遊びと疑われる火災により、子どもが死傷する事故が相次いでいます。ライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の大人の注意が欠かせません。下記の4か条を守って、ライターの火遊び事故から子どもを守りましょう。

① 子どもの手の届くところにライターを置かない

大人がライターの保管に十分気をつけることが、一番の事故防止策です。できれば、幼い子どもだけを車や家に置いていくことも極力避けてください。



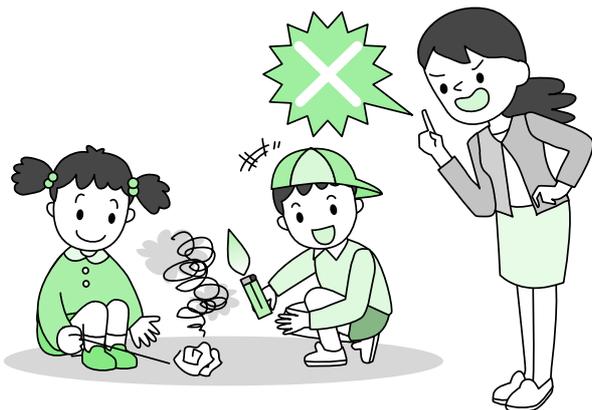
② 子どもにライターを触らせない。遊ばせたりしない

子どもは元来、好奇心おうせいです。日ごろからライターを触らせない、遊ばせない習慣を徹底させましょう。



③ ライターの火遊びを見たら、すぐに注意する

子どもは、すぐに大人のまねをしたがり、ライターを使って子どもだけで火遊びをする例が多く見られます。社会全体で注意するという取り組みが欠かせません。



④ 理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える

火は取り扱いを間違えると大変な危険をもたらします。家庭などで、火遊びの危険性や火の適切な取り扱いについて、しっかりと子どもたちに教えることが重要です。

